

## 宿泊約款

### 第1条（適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - （1） 宿泊者の住所、氏名および電話番号
  - （2） 宿泊日及び到着予定時刻、申込者の電話番号および氏名
  - （3） 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）又は当ホテルにて利用可能なクレジットカードの提示
  - （4） その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、宿泊前に当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により、客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、危険物（ストーブ等の火器、石油類）、法令上所持もしくは使用が禁止される薬物または人体に有害な物品を持ち込むおそれがあると認められるとき。
- (9) 暴力団、暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。第7条による契約を解除する場合も同様といたします。
- (10) その他、正当な理由のあるとき。

## 第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後4時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。（東京都条例）
  - (6) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
  - (7) 宿泊客が当ホテルの支払規定に応じられないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がはまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から出発日の午前11時までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過3時間までは、室料金の25%
  - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
  - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

## 第 10 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第 11 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第 12 条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、建物、消防設備ともに法令基準に適合しており、適正に維持・管理をしておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設に斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第 14 条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントキャッシャーにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントキャッシャーにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告又は明示のなかったものについては、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

## 第 15 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条第 1 項の規定に準じるものとします。

## 第 16 条（駐車場の責任）

宿泊客はホテルの承認を得た場合を除き原則として当ホテルの駐車場を利用していただきます。当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 第 17 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 第 18 条（専属的合意管轄および準拠法）

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

▼別表第 1 宿泊料金等の算定方法

内容		税金の積算	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(1)	①基本宿泊料 室料 ②税金 イ.消費税	イ.消費税 ①に日本政府の定める税率を掛けた金額
	追加料金(2)	③飲食料及びその他の利用料金 ④税金 ロ.消費税	ロ.消費税 ③に日本政府の定める税率を掛けた金額

▼別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日						
		不泊	当日	前日	3日前	7日前	14日前	31日前
一般	4名 まで	100%	100%	80%	50%	20%		

(注)

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

## ITOMACHI HOTEL 0 利用規則

ITOMACHI HOTEL 0では、宿泊約款第10条に基づき、当ホテルの品位を保ち、またお客様が当ホテルに滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記のとおり定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力がいただけなかった場合は、宿泊約款第7条第1項により、客室及び当ホテル内の他の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
2. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用などの熱を発生する器具及びアイロン等をお持ち込みなさないでください。
3. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
  - イ) 動物、鳥類（盲導犬、介助犬を除く）
  - ロ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
  - ハ) 悪臭を発生するもの
  - ニ) 常識的な大きさ、量をこえる物品
  - ホ) 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、麻薬、覚醒剤の類など、法令で所持を禁じられているもの
4. 宿泊者以外の第三者を客室内に招かないでください。
5. 客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
6. 客室やロビーを許可なく事務所や営業所がわりとしてご使用することはお断りさせていただきます。
7. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為はなさないでください。
8. 消防用設備および諸物品についてのお願。
  - イ) 本来の目的以外の用途にご使用なさないでください。
  - ロ) ホテルの外へ持たさないでください。
  - ハ) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
  - ニ) 防犯カメラ、火災報知器、スプリンクラー散水ヘッドには手を触れないでください。
9. 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
10. 客室備品のスリッパのままで、客室から外出されることはご遠慮ください。
11. ホテル外から飲食物等のご注文はなさないでください。また合理的範囲を超える量や内容の飲食物を客室に持ち込まないでください。
12. 泥酔者等で自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすと認められる場合、及び病人、負傷者で適当な保護者の付き添いのない方の宿泊のご利用はお断りさせていただきます。
13. ご滞在中の現金、貴重品の保管には、客室備え付け金庫、又はフロントにて備え付けの貸し金庫をご利用ください。万一紛失、盗難事故等が発生した場合、ホテルでは一切の責任を負いません。
14. 保護者を伴わない未成年者はご滞在いただけませんのでご了承ください。
15. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。
16. 宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに放置され、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3か月保管ののち法令に基づき処理します。

17. ご宿泊日数を変更される場合は、ホテルフロントに予めご連絡ください。
18. ご宿泊日数を変更される場合は、延長に関わる宿泊料金を、宿泊延長の申込時にお支払いください。
19. ホテルが提供する朝食は、当ホテルが指定する場所でお召し上がりください。
20. 貴重品や高価な物品は、客室内に放置せず、必ず身につけてお出かけください。
21. 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。
  - イ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める指定暴力団および指定暴力団連合またはその構成員、関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）
  - ロ) 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
  - ハ) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求またはこれに類する行為を行ったと認められる場合
  - ニ) 心神耗弱、薬物等による自己喪失等によりご自身の安全確保が困難であったり、他の宿泊者に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
  - ホ) ホテル利用規則の違反について、当ホテルより注意を受けたにもかかわらず直ちにその行為を止めなかった者